

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	国民年金に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

朝霞市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

埼玉県朝霞市長

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>国民年金法等の規定に基づき、以下の事務を行う。</p> <p>【法定受託事務】</p> <p>①国民年金1号被保険者の資格取得・喪失、種別変更、氏名・住所変更等に係る届出の受理、報告</p> <p>②任意加入及び資格喪失の申出の受理、報告</p> <p>⑤国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例、産前産後免除の申請の受理、報告</p> <p>③付加保険料の納付・辞退の届出の受理、報告</p> <p>⑥老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、老齢福祉年金、特別障害給付金、未支給年金、死亡一時金、年金生活者支援給付金等の申請等の受理、報告</p> <p>【協力連携事務】</p> <p>①資格取得時等における納付督促、口座振替・前納の促進</p> <p>②制度周知に関する広報誌等への掲載</p> <p>③年金業務や制度に関する相談</p> <p>④日本年金機構への各種情報提供</p>
③システムの名称	国民年金管理システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
資格管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 46の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条8号、別表 46の項 主務省令第2項の表 73, 149, 150の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども・健康部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	朝霞市 市長公室 市政情報課 市政情報係 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号 電話048-463-1759
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	朝霞市 こども・健康部 保険年金課 国民年金係 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号 電話048-463-0284
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・ マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・ 廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	朝霞市側のシステムにおいて、情報提供ネットワークシステムで情報提供を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、住民基本台帳事務における支援措置対象者等については、自動応答不可フラグを設定している。また、マイナンバー登録事務は、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項を遵守していること等から、不正な提供が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	公表日	平成29年1月13日	平成29年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成29年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成29年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成30年1月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム	—	番号法第19条7号、別表第二の48、50の項	事前	情報提供ネットワークシステムに接続するため。
平成30年1月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム	実施しない	実施する	事前	情報提供ネットワークシステムに接続するため。
平成30年1月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	国民年金管理システム、統合宛名システム	国民年金管理システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア	事前	情報提供ネットワークシステムに接続するため。
平成30年4月1日	公表日	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	健康づくり部 保険年金課	こども・健康部 保険年金課	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成30年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	朝霞市 健康づくり部 保険年金課 国民年金係 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号 電話048-463-0284	朝霞市 こども・健康部 保険年金課 国民年金係 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号 電話048-463-0284	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成31年4月1日	公表日	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策	—	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保険年金課 神頭 勇	こども・健康部参事兼保険年金課長	事後	評価書の項目変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
令和2年4月1日	公表日	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和2年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和2年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	こども・健康部参事兼保険年金課長	保険年金課長	事後	評価書の項目変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
令和3年4月1日	公表日	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年9月1日	公表日	令和3年4月1日	令和3年9月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二の48、50の項	番号法第19条8号、別表第二の48、50の項	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和4年4月1日	公表日	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和5年4月1日	公表日	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和6年4月1日	公表日	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和6年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和6年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年4月1日	公表日	令和6年4月1日	令和7年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年4月1日	I 関連情報 4. 孤児番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の31項	番号法第9条第1項 別表 46の項	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条8号、別表第二の48、50の項	番号法第19条8号 別表 46の項 主務省令第2項の表 73、149、150の項	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	十分である	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に
令和7年4月1日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	—	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・ 廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
令和7年4月1日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	—	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
令和7年4月1日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か	—	十分である	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
令和7年4月1日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	—	<p>朝霞市側のシステムにおいて、情報提供ネットワークシステムで情報提供を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、住民基本台帳事務における支援措置対象者等については、自動応答不可フラグを設定している。</p> <p>また、マイナンバー登録事務は、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項を遵守していること等から、不正な提供が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。